

浄化槽にも！ 定期健康診断が必要です

法定
検査



「浄化槽」は我が家のちいさな下水処理場
水洗トイレや台所などの排水をきれいにします。

これが
「浄化槽」

下水道でない
お宅には埋まっ
ているはず！

埼玉県のマスコット
「コバトン」



※下水道かご不明の場
合はお住いの市町村
にお尋ねください。

浄化槽も定期健康診断で長生き！

浄化槽には、日頃のメンテナンス（保守点検や清掃）とあわせて、
年1回の法定検査が必要です。長く浄化槽をお使いいただくため
にもぜひ、受検をお願いします。



法定検査の
お申込みは

埼玉県知事指定検査機関

一般社団法人
埼玉県環境検査研究協会

☎048-649-5151

埼玉県・市町村・埼玉県合併処理浄化槽普及促進協議会

法定検査 Q&A

Q

水洗トイレですが、浄化槽なのか
下水道なのか分かりません。

A

浄化槽は庭先や駐車場などに2、3
個のマンホールと送風機があります。



▲送風機

マンホール

Q

保守点検業者が定期的に点検に来
ます。法定検査は必要ないのでは
ないですか。

A

保守点検は、機械の調整・修理、
消毒薬の補充といったメンテナンス
です。

法定検査は、総合的に浄化槽の機
能診断を行い、最終的に水がきれい
になったことを確認する検査です。

内容と目的が違いますので、どち
らも必要です。

Q

法定検査を受けないとどうなり
ますか。

A

故障により多額の費用がかかった
り、悪臭の発生などで近所に迷惑を
かけることがあります。また、知ら
ないうちに川を汚してしまいます。

Q

検査にはいくらかかりますか。

A

一般家庭用(10人槽以下)で5,000円です。

※消費税はかかりません。

※金額は人槽により異なります。詳しくは

(一社)埼玉県環境検査研究協会 ☎048-649-5151
までお問い合わせください。



浄化槽に関するお問合せ

各市町村浄化槽担当課

桶川市

環境課

TEL 048-786-3211

埼玉県

☐中央環境管理事務所 ☎048-822-5199

☐西部環境管理事務所 ☎049-244-1250

☐東松山環境管理事務所 ☎0493-23-4050

環境部水環境課 ☎048-830-3083



彩の国
埼玉県



埼玉県のマスコット「さいたまっし」



環境にやさしい
「植物油インキ」を使用しています

※このチラシは下水道に接続しているお宅にも配布される場合がありますが、ご容赦ください。 29.8